

答申第158号
平成25年9月13日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成25年4月16日付神ここ第93号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

神戸市子ども家庭センターの特定の職員の資格、職務経歴を記載する「人事記録カード」の非公開決定に対する不服申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

職員の人事記録カードを非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、別表に掲げる項目の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、請求された項目のうち、項目 2「神戸市こども家庭センター所長〇〇〇〇、副所長〇〇〇〇の職務経歴、神戸市任用期間中すべて」、項目 5「神戸市こども家庭センターのケースワーカー〇〇〇〇の職務経歴、神戸市に採用されている期間すべて」及び項目 10「こども家庭センター判定指導担当部長〇〇〇〇と発達支援・判定指導担当課長の有する資格等と、この二人の職務経歴、神戸市任用期間中すべて」の請求（以下「本件請求」という。）について、各職員の人事記録カードを特定し、これを非公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行うとともに、項目 1 の一部、項目 7、項目 8 の一部及び項目 9 の一部について、公文書を保有していないことによる非公開決定を、残りの項目については該当する文書を公開する決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定において非公開とされた本件請求に係る情報の公開を求めて、異議申立てを行った。なお、申立人は本件決定以外の決定については異議申立てをしていない。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 25 年 3 月 25 日受付の異議申立書、平成 25 年 7 月 26 日受付の意見書及び平成 25 年 7 月 30 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求に対して、職員個人のプライバシー情報が記載されているため、特定個人が識別されもしくは識別されうる情報であり公にしないことが正当であると認められるため、との理由により公開されていないが、公務員は全体の奉仕者であり、その全体の奉仕者として職務に当たっているときは個人ではなく公人である。その公人であるときの情報の公開を求めているのであり、住所や電話番号や家族構成や趣味など個人に関することは一切求めている。

よって、非公開の理由は全く見当違いであり、公人としての経歴等は公開すべきと主張するものである。

職務と関係ない個人情報等は黒塗りした上で開示すべきものと思う。

同様の情報公開請求について、大阪府、堺市は開示している。

全体の奉仕者である公務員の職務経歴や職務と関係する資格は隠すものではなく、たえず公開すべきものと思う。

職務経歴や資格が開示できないということは、誇りを持って公人として仕事をしてこなかったのか、隠さなければならない何かがあるのか、適任ではない配置がされているのか、資格は何もないのか、などの疑念を市民に与えると思う。

情報の開示は、市の透明性の確保と市民に安心してもらうことにその重要性があるが、開示されないと市民に不安を与えることになる。

職員録は一般に公開されており、職員の経歴はそれを抜き出すといった程度のものである。

これらのような理由から開示すべきと意見申し述べる。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 5 月 15 日付の非公開理由説明書及び平成 25 年 5 月 27 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件は、職員個人の職務経歴及び職員個人の有する資格の公開を求めた請求であるが、その請求内容が記載されている公文書は人事記録カードであることから、この人事記録カードの記載内容について非公開理由を述べる。なお、この人事記録カードは、学歴、前歴、賞罰、給料等、職員の人事管理上必要となる情報としてプライバシー性の高い内容が記載された文書であり、慎重な管理を要する厳秘文書である。
- (2) 人事記録カードにおいて、「資格又は免許の種類」及び「異動」欄の内容が、本件請求に該当する情報である。
- (3) 一般に資格、免許に関する情報について、誰がどのような資格や免許を有しているかは、通常公にしないことが正当であると認められる情報であり、そのことは公務員である職員の場合も同様である。なお、職員の職、氏名及び職務に関する情報は、市民に対する説明責任を果たす観点から公開しているが、個々の職員の資格や免許に関する情報は、説明責任とは直接関係がない。
- (4) 「異動」欄には、職員の採用以来の発令事項が記載されている。これらは職員の人事記録に関する情報であり、一般私人におけると同様、無闇に詮索することの出来ない性格を有するものである。そのように取扱うことで、職員は職務に専念し、その能力を最大限に発揮することが期待される。

係長級以上職員については、毎年 4 月に人事異動となった職員の氏名、異動先及び旧所属を公にしていることから、当該情報を追うことで職員の経歴の一部を知ることが可能になるものの、これらは公表時点における当該職員の異動先を示しているにすぎず、このことをもって人事記録カードに記載された採用から現在に至るまでを時系列的に記述した詳細な人事記録が、公にすることを前提にした情報とはいえない。他団体でも、同様に解した例がある（平成 20 年 1 月 11 日東京都情報公開審査会答申第

392号)。

また、「異動」欄を公にすることにより、職員の家族状況等の家庭背景や病歴等の個人情報 が類推される可能性があり、そうした観点からも個人の権利利益を害すると認められる情報であると考えられる。

- (5) 昨今のネット社会では、一度公になった情報がどのように加工されるか、それを誰が読んでどう理解するか、計り知れない。「資格又は免許の種類」及び「異動」欄に記載された情報がネットに流れれば、いかなる注釈や解釈を加えられて流布されるか計り知れず、市民の誤解を招いて職務の遂行に支障をきたすことになりかねない。
- (6) 以上の理由から、人事記録カードに記載されている「資格又は免許の種類」及び「異動」欄を条例第10条第1号に該当すると判断し、非公開決定したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、神戸市こども家庭センターに所属する5名の職員の人事記録カードである。

人事記録カードは職員ごとに作成されており、その記載事項は、職員の氏名、生年月日、現住所、職員番号、学歴、資格又は免許の種類、任採用試験及び研修歴、給料、異動、前歴、賞罰等である。

(2) 争点

実施機関は、本件対象文書を、条例第10条第1号に該当するとして、非公開とする決定を行った。これに対し、申立人は、本件請求に係る情報である職員の職務経歴及び資格等を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件対象文書に記載された職員の職務経歴及び資格等の条例第10条第1号該当性である。

以下、検討する。

(3) 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号に該当して非公開となる情報とは、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められるものである。

本件請求は、こども家庭センターの5名の職員を特定した上で、その職務経歴及び資格等の公開を請求したものであり、特定の個人が識別される情報であることは明らかである。そこで、各職員の職務経歴及び資格等が、公にしないことが正当であると認められる情報であるか否かを検討する。

ア 職務経歴について

一般に、職員の職務遂行に係る情報は、行政の説明責任の観点から、公にされるべき情報であると考えられる。

職務遂行に係る情報とは、「公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の

機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する」とされ（平成13年発行、総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』51頁）、神戸市では、職務遂行の内容に加え、当該職務を担当した職員の職及び氏名を原則として公開している。

一方、本件請求の対象である人事記録カードの「異動」欄に記載された情報は、職員の採用から現在に至るまでの人事異動等の発令年月日及び発令事項である。これは当該職員の詳細な職務経歴であり、こうした情報は、当該職員の職務遂行に係る情報というより、当該職員個人の私的な情報であるといえる。

そして、こうした職員個人の私的な情報は、職員といえども、私人における場合と同様に、プライバシー情報として保護される必要がある情報である。

なお、市が毎年度作成している職員録には、各部署の所属職員の氏名が記載されている。また、係長級以上の職員の人事異動の際には、異動となった職員の氏名と異動前・異動後の部署名が公表され、新聞に掲載されている。

しかし、職員録の作成や人事異動の公表は、その時点における職員の氏名や配属等を明らかにしているものにすぎない。これらを過去に遡って調べることにより職員の職務経歴の一部を知り得る可能性があるとしても、そのことをもって、プライバシー情報として保護される性格を有する職員の職務経歴が、その保護される利益を失い、公にされるべきであるとするのは妥当ではない。

イ 資格等について

本件請求の対象である人事記録カードの「資格又は免許の種類」欄には、職員が保有する資格等の取得年月日及び資格等の名称が記載されている。

審査会が実施機関から聴取したところ、こども家庭センターの職員であるために必須の資格等というものはなく、また、こども家庭センターでの実際の職務の遂行において、職員の保有する資格等は対外的に明示されていないとのことである。

こども家庭センターの勤務に必須の資格等がないという点からすると、職員が保有している資格等は、その職員が自由な意思に基づいて取得したものである。そして、自由な意思に基づいて取得した資格等であれば、どの職員がどのような資格等を保有しているかは、職員個人の私的な情報であると考えられる。

こうした職員個人の私的な情報は、職員といえども、私人における場合と同様に、プライバシー情報として保護される必要がある情報である。

(4) 本件対象文書の性格について

以上から、本件対象文書に記載された職員の職務経歴及び資格等は条例第10条第1号に該当し、実施機関がこれを非公開としたことは妥当であると判断される場所であるが、併せて本件対象文書の性格についても、以下に言及しておく。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件請求の対象である職務経歴及び資格等のほか、生年月日、現住所、学歴、給料、前歴、賞罰等、人事管理上必要となる職員個人に関する詳細な情報が文書全体にわたって一体的に記載されており、部

分公開にはなじまない、全体として極めてプライバシーとしての性格が強い文書であると認められる。

したがって、本件対象文書全体の性格から判断しても、実施機関が職員の職務経歴及び資格等を含む本件対象文書を非公開としたことは妥当である。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

公開請求項目

1	神戸市こども家庭センターに請求された個人情報開示に関して、対象となる本人の意思を確認する場合、①その確認する方法、②開示非開示を決定する際の判断基準に関するものすべて、③本人意思確認時の配慮事項（誘導してはいけない、強要してはいけない等）を記するもの
2	神戸市こども家庭センター所長〇〇〇〇、副所長〇〇〇〇の職務経歴、神戸市任用期間中すべて
3	神戸市こども家庭センターが有する、児童の一時保護を決定する際のその基準、その手順等を示すマニュアルに類するものすべて
4	神戸市こども家庭センターが有する児童の一時保護後に、家庭の再統合に向けてのプログラム作成の基になる、分析・方針決定のための分析シート等マニュアルに類するものすべて
5	神戸市こども家庭センターのケースワーカー〇〇〇〇の職務経歴、神戸市に採用されている期間すべて
6	神戸市こども家庭センターにおけるケースワーカーの職責を示すものすべて
7	神戸市こども家庭センターのケースワーカーの任用採用の基準を示すものすべて
8	神戸市こども家庭センターにおいて児童の一時保護に支出される予算・決算を示すもの 平成20年度から平成24年度まで
9	神戸市こども家庭センターに一時保護された児童数を示すもの 平成元年から平成24年度まで
10	こども家庭センター判定指導担当部長〇〇〇〇と発達支援・判定指導担当課長の有する資格等と、この二人の職務経歴、神戸市任用期間中すべて

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年4月17日	—	* 諮問書を受理
平成25年5月15日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年5月27日	第267回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年7月8日	第269回審査会	* 審議
平成25年7月26日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成25年7月30日	第270回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成25年8月28日	第271回審査会	* 審議